

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所町 (東這田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月8日、令和7年1月27日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農家数は31戸で、内24戸が自己完結型で水稻経営を行っている。(品種:山田錦、コシヒカリ等)
・一部の農家が、黒大豆や野菜を生産し、JAみのりや道の駅みきへ出荷している。
・東這田地区の農地には、東這田地区の農家のほか、周辺地区からの入作がある。
・集落内の農業者の高齢化により農会、水利、JA、土地改良等の役員を担う者が減少している。
・ジャンボタニシの被害が拡大してきている。
・意向調査回答者71名の内、51名(72%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、規模拡大の意向農家は5名おり、22名が将来、規模縮小、離農の意向を有しており、今後の地域農業の在り方や将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き、栽培品目は水稻(品種:山田錦、コシヒカリ等)とする。
・今後も引き続き、個別経営を基本としつつ、空き農地が発生した場合は、地区内で規模拡大が可能な農家への打診を基本としつつ、周辺地域の認定農業者や規模拡大志向農家への集積を図る。
・農業機械の更新が困難な場合は、援農みのり等の農業支援サービス事業者の活用をすすめる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金の受益地を基本とし、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、認定農業者や規模拡大志向農家等の担い手を中心に、農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に、ほ場整備は完了している。 今後、作業効率を図る目的で、農地所有者の理解のもと、畦畔除去を行い分町の解消を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、東這田地区において、新規就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JAみのりと連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病虫害防除や乾燥調製をJAみのりに、田植えや刈り取り作業を援農みのりに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、機械導入の際には、作業の省力化を図るため、スマート農業技術の導入を検討する。
- ⑦集落で、農地、水路の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。